

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第四条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第八条第二項第六号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 車両に表示される広告物にあつては、左右側面部の表示面積はそれぞれ一平方メートル以内、後部の表示面積は〇・五平方メートル以内であること。ただし、自己の所有する車両に自己の名称等を表示する場合及び広告車に表示する場合は、この限りでない。</p> <p>三 船舶に表示される広告物にあつては、一件につき縦〇・五メートル以下、横一メートル以下であり、一の船舶につき三件以内であること。ただし、自己の所有する船舶に自己の名称等を表示する場合は、この限りでない。</p> <p>7～11 略</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第四条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 条例第八条第二項第六号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 車両又は船舶に表示される広告物にあつては、一件につき縦〇・五メートル以下、横一メートル以下であり、一の車両又は船舶につき三件以内であること。ただし、自己の所有する車両又は船舶に自己の名称等を表示する場合及び広告車に表示する場合は、この限りでない。</p> <p>7～11 略</p>

別表第一中

鉄バス 車両 及び 路線	位 置	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）	左右側面部及び前後部（路線バスにあつては、左右側面部及び後部に限る。）
	表 示 法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
大ス型を の除く 車両 及び	規 格	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内	左右側面部にあつては5平方メートル以内、後部にあつては1平方メートル以内
	数 量	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内	左右側面部及び後部に各1件以内
		交通の安全の	交通の安全の	交通の安全の	交通の安全の	交通の安全の

を

路線バ	表方 示法	妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。
上記以外の車両	規 格	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下	縦0.5メートル以下かつ横1.4メートル以下
	数 量	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内	左右側面部に各1件以内
	表方 示法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。

鉄道車両	位 置	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部	左右側面部及び前後部
	表方 示法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。
路バス及び観光	位 置	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部	左右側面部及び後部
	表方 示法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。

に定める

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を旧法の改正後の欄に掲げる規定と読みかへるものとする。

改正後		改正前	
別表第3 （第4条、第5条の2関係）		別表第3 （第4条、第5条の2関係）	
1 車両（鉄道車両を除く。）に表示される広告物（条例第8条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第4条	位置	左右側面部及び前後部	
	表示	交通の安全の妨げのおそれのない構造及	

位置	<p>第2項第2号の2の公共的団体が公共的 目的をもって車両に表示するものに 限る。)及び鉄道車両に表示される広 告物にあつては、左右側面部及び前後 部</p> <p>2 上記以外の広告物にあつては、左右 側面部及び後部</p>	方法	び位置であること。
表示 方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構 造、素材、位置、装置等でないこと。		

附 則

- この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に栃木県屋外広告物条例（昭和三十九年栃木県条例第六十四号）又はこの規則による改正前の栃木県屋外広告物条例施行規則の規定により適法に表示されている広告物（車両に表示されるものに限る。）に係る改正後の第四条第六項の規定の適用については、この規則の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

(都市計画課)

告 示

栃木県告示第六百六十七号

屋外広告物掲出禁止区域等の指定（平成十一年栃木県告示第四百七十九号）の一部を次のように改正し、令和三年一月一日から適用する。

令和二年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第一～第四 略</p> <p>第五 条例第九条第一項の規定により知事が指定する場所又は施設</p> <p>条例第九条第一項の規定により知事が指定する場所又は施設は、<u>鉄道の用地において運行の用に供する鉄道車両並びに路線バス及び観光バスとする。</u></p> <p>第六～第十 略</p>	<p>第一～第四 略</p> <p>第五 条例第九条第一項の規定により知事が指定する場所又は施設</p> <p>条例第九条第一項の規定により知事が指定する場所又は施設は、<u>鉄道の用地において運行の用に供する鉄道車両</u> とす る。</p> <p>第六～第十 略</p>

(都市計画課)

訓 令

栃木県訓令第十一号

本 庁
出 先 機 関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程(平成十二年栃木県訓令第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(施行文書の審査)</p> <p>第三十四条 本庁において、知事名で施行する文書等は、決裁後、直ちに文書学事課長に回付し、書式及び字句の使用について、審査を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する文書等は除くものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 電子署名を行い、送信する文書等</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、公印の押印を要しない文書等</p> <p>2 略</p> <p>(公印の押印及び電子署名)</p> <p>第三十六条 施行する文書には、次項の場合を除き、公印を押印しないものとする。</p> <p>2 施行する文書のうち次に掲げる文書には公印を押印し、別に定める文書等には別に定めるところにより電子署名を行わなければならない。</p> <p>一 法令等の規定により押印を要する文書</p> <p>二 権利、義務又は事実証明に関する文書</p> <p>三 前三号に掲げるもののほか、公印を押印することが特に必要と認められる文書</p>	<p>(施行文書の審査)</p> <p>第三十四条 本庁において、知事名で施行する文書等は、決裁後、直ちに文書学事課長に回付し、書式及び字句の使用について、審査を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する文書等は除くものとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 電子署名を行い、送信する文書</p> <p>2 略</p> <p>(公印の押印及び電子署名)</p> <p>第三十六条 施行する文書には、公印を押印しなければならない。ただし、本庁若しくは出先機関に発する文書(法令等の規定により押印を要するものその他重要なものを除く。)又は軽易な文書については、これを省略することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別に定める文書等には、別に定めるところにより電子署名を行わなければならない。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(文書学事課)